

令和元年三重県議会定例会

総務地域連携常任委員会 提出資料

目次

◎所管事項

三重県公文書等管理条例（仮称）の中間案について・・・・・・・・・・ 1

◎報告事項

三重県伊勢庁舎本館等建築工事に係る建設工事紛争審査会
における仲裁の確定について・・・・・・・・・・ 5

【別紙資料】

- (別紙1) 公文書等管理条例制定県の状況（議会を公文書等管理条例の実施機関に含めていない県）
- (別紙2) 公文書等管理条例制定県の状況（議会を公文書等管理条例の実施機関に含めている県）
- (別紙3) 三重県公文書等管理条例（仮称）中間案（案）

令和元年8月7日
総 務 部

三重県公文書等管理条例（仮称）の中間案について

1 経緯

- (1) 三重県公文書等管理条例検討懇話会（以下「懇話会」という。）において意見等をいただき、5月27日開催の第3回懇話会で「三重県公文書等管理条例（仮称）中間案（案）」（以下「中間案」という。）を取りまとめ、6月21日開催の総務地域連携常任委員会で報告させていただいたところです。
- (2) 6月28日開催の本会議において、総務地域連携常任委員会委員長から「議会の公文書管理については、議会の基本的権能に関わる重要な部分であるため、そのあり方について十分な議会との協議をふまえ、慎重にとりまとめるよう要望する」との報告をいただいています。

2 他県の条例の制定状況（内容）

本県が目指している同様の内容の公文書等管理条例については、7県が制定済みです。（参考、別紙1及び別紙2参照）

そのうち、4県（島根県・熊本県・滋賀県・高知県）においては、議会を公文書等管理条例の実施機関に含めています。

なお、高知県の条例の一部の条項において、議会を適用除外とする規定を設けています。

3 中間案の内容（別紙3参照）

(1) 公文書の作成・保存等

- ① 実施機関は、条例の目的の達成に資するために公文書を作成し、実施機関の判断で当該公文書の保存期間等を設定するとともに、実施機関が必要と認めるときは、保存期間等を延長できること。（中間案第4条、第5条第1項・第4項）
- ② 実施機関は、「レコードスケジュール」の導入により、自らの判断で、保存期間が満了したときの措置として、歴史公文書等に該当するものにあつては博物館への移管の措置を、それ以外のものにあつては廃棄の措置を決定することができること。（中間案第5条第5項）

(2) 公文書の移管又は廃棄等

- ① 実施機関は、保存期間が満了した公文書ファイル等について、「レコードスケジュール」の定めに基づき、博物館に移管し、又は廃棄しなければならないこと。ただし、保存期間が満了した公文書を廃棄する場合には、知事に報告し、審査会の意見等により公文書ファイル等の博物館への移管を求められた場合には、博物館に移管するものとする。こと。（中間案第9条第1項～第5項）

② 実施機関は、博物館に移管する公文書ファイル等について、個人情報、公共安全情報等に該当するものとして博物館において利用制限を行うことが適切と認める場合には、その旨を付さなければならないこと。(中間案第9条第6項)

(3) 特定歴史公文書等の利用等

① 知事は、特定歴史公文書等の利用を決定する際には、公文書が作成等されてからの時の経過を考慮するとともに、条例第9条第6項の規定により付された意見を参酌すること。(中間案第14条第2項)

② 知事は、特定歴史公文書等に公共安全情報の意見が付されている場合には、実施機関に意見書を提出する機会を与えなければならないこと。(中間案第19条第3項)

(4) 公文書管理規程の制定等

実施機関は、公文書管理規程を制定し、又は改廃しようとするときは、審査会に諮問しなければならないこと。(中間案第36条第1項)

4 今後のスケジュール(案)

常任委員会での意見をふまえ、パブリックコメントを実施していきたいと考えております。

他県の公文書管理条例及び情報公開条例の概要

| 団体 | 公文書管理 | 情報公開 |
|-----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 鳥取県 | 実施機関には入らず ⇒県公文書等の管理に関する条例(H23 条例52)第11条において「議会文書の 保存及び引継ぎ」として別に規定 (議会独自の条例なし) | 実施機関には入らず(県情報公開条例 (H12条例2)) ⇒県議会情報公開条例(H12条例59)で 別に規定 |
| 香川県 | 実施機関には入らず ⇒県公文書等の管理に関する条例(H25 条例5)第11条において「議会文書の 移管」として別に規定 (議会独自の条例なし) | 実施機関には入らず(県情報公開条例 (H12条例54)) ⇒県議会情報公開条例(H12条例79)で 別に規定 |
| 山形県 | 実施機関には入らず ⇒県公文書等の管理に関する条例(H31 条例14)にも別段の規定なし (議会独自の条例なし) | 実施機関には入らず(県情報公開条例 (H9条例58)) ⇒県議会情報公開条例(H12条例49)で 別に規定 |
| 島根県 | 実施機関として規定(県公文書等の管理 に関する条例(H23条例3)) :議会の特例規定なし ※ 廃棄時の知事への報告規定なし、公 文書管理規程制定の際の審査会への 諮問規定なし | 実施機関として規定(県情報公開条例 (H12条例52)) :三重県条例(第21,23条)のような議会 の特例規定なし |
| 熊本県 | 実施機関として規定(県行政文書等の管理 に関する条例(H23条例11)) :議会の特例規定なし ※ 廃棄時の知事への報告規定なし、公 文書廃棄の際及び行政文書管理規程 制定の際の審査会への諮問規定あり | 実施機関として規定(県情報公開条例 (H12条例65)) :三重県条例(第21,23条)のような議会 の特例規定はないが、非開示理由とし て「議会の議員又は会派の活動に関す る情報であって、公にすることによ り、当該議員又は会派の活動に著しい 支障を及ぼすおそれがあるもの」 |
| 滋賀県 | 実施機関として規定(県公文書等の管理 に関する条例(H31条例4)) :議会の特例規定なし ※ 廃棄時の知事への報告規定あり、文 書管理規程制定の際の審査会への諮 問規定なし(基準を参酌する) | 実施機関として規定(県情報公開条例 (H12条例113)) :三重県条例(第21,23条)のような議会 の特例規定なし |
| 高知県 | 実施機関として規定(県公文書等の管理 に関する条例(R元条例1)) :議会の特例規定あり(移管・廃棄時の 知事との協議、公文書管理規程制定の 際の際の審査会の意見聴取について除外) | 実施機関として規定(県情報公開条例 (H2条例1)) :三重県条例(第21,23条)のような議会 の特例規定なし |

三重県伊勢庁舎本館等建築工事に係る建設工事紛争審査会における 仲裁の確定について

1 経緯

(1) 争点

伊勢庁舎建築工事中の平成 21 年 11 月に隣接地の地盤が変状した事案について、施工者である特定建設工事共同企業体の構成員の株式会社ナカノフドー建設、丸亀産業株式会社、株式会社日本屋（以下、「ナカノフドー建設外 2 名」という。）と、隣接地変状の対応に伴い発生した費用の負担について争っていました。

県側は、ナカノフドー建設外 2 名が任意仮設として選択し施工したウェルポイント工法の施工管理の不備が原因であると主張していたのに対し、ナカノフドー建設外 2 名側は、大雨の影響や元々の土地の性状等が原因であり、工事施工に伴い避けられないものだったと主張していました。

(2) 調停の経緯

ナカノフドー建設外 2 名は、県に対して、隣接地変状のために工事を一時中止した期間の経費や隣接地への応急措置の工事費等の支払いを求めるため、平成 23 年 11 月 25 日に三重県建設工事紛争審査会（以下、「審査会」という。）へ調停申請書を提出しました。

これに対して県は、ナカノフドー建設外 2 名に対して、変状した法面の改修工事費や同工事を施工するために抛出した家屋の移転補償費等の支払いを求めるため、議決を経て平成 24 年 3 月 23 日に審査会へ調停申請書を提出しました。

その後、双方の調停申請が併合され、審理が行われ、平成 26 年 3 月 13 日に開催された審理において次の内容の調停案が提示されました。

調停案の要旨

| | 負担割合 | 認定された損害額 (A) | 負担割合を考慮した 損害額 |
|-------------------|------|------------------------------------|---------------------------------|
| ナカノフドー 建設外 2 名 | 3 | 1 億 2,427 万 8,000 円 (請求額の 100%) | 8,699 万 4,600 円・・・① (A×7/10) |
| 県 | 7 | 1 億 8,030 万 2,902 円 (請求額の 50%) | 5,409 万 870 円・・・② (A×3/10) |
| 差額 (② - ①) | | | ▲3,290 万 3,730 円 |

この調停案は、県がナカノフドー建設外 2 名に対し、約 3,290 万円を支払うという県にとって不利な内容であったため、調停案の受入れを拒否し、平成 26 年 5 月 22 日に開催された審査会において、調停不成立が決定しました。

(3) 仲裁の経緯

その後、県は、新たに複数の土質工学等の専門有識者から意見を聴きとったところ、地盤沈下の主因はウェルポイント工法にあるといった、これまでの県の主張を裏付ける意見をいただいたこともあり、改めて仲裁の場で、技術的な観点から十分に審理を尽くしていただくことを求めて、平成26年6月定例会議において議決を得て、平成26年7月1日に、審査会に対して、仲裁申請を行いました。(なお、ナカノフドー建設外2名からは、平成26年6月24日に仲裁申請が行われました。)

12回の審理の後、平成30年10月17日に和解案が提示されました。

和解案の要旨

| | 責任割合 | 認定された損害額 (A) | 責任割合等を考慮した損害額 |
|-------------|------|----------------------------|------------------------------------------------------------|
| ナカノフドー建設外2名 | 5 | 8,493万4,500円 (請求額の約68%) | 4,246万7250円・・・① (A×5/10) |
| 県 | 5 | 9,027万7,320円 (請求額の約25%) | 3,311万639円・・・② (A×5/10-1,202万8,021円*) *県が負担すべきとされた費用 |
| 差額 (② - ①) | | | ▲935万6,611円 |

この和解案は、県の主張が一部認められたものの、損害額の算定、責任割合等について納得できるものではなく、また、県がナカノフドー建設外2名に約935万円を支払うという県にとって不利なものでした。その後3回の審理が行われましたが、この和解案には双方が応じず、和解不成立が決定されました。

この決定を受け、最終的な判断として、令和元年7月29日、次の内容の仲裁判断が出されたものです。

2 仲裁判断

令和元年7月29日、審査会から、「ナカノフドー建設外2名が県に対し、394万5,316円及びこれに対する平成23年11月18日から支払い済みまで年6%の割合による金員を支払う」という仲裁判断が出されました。

仲裁の要旨

| | 責任割合 | 認定された損害額 (A) | 責任割合等を考慮した損害額 |
|-------------|------|----------------------------|--------------------------------------------------------------|
| ナカノフドー建設外2名 | 55 | 8,493万4,500円 (請求額の約68%) | 3,822万525円・・・① (A×45/100) |
| 県 | 45 | 9,027万7,320円 (請求額の約25%) | 4,216万5,841円・・・② (A×55/100-748万6,685円*) *県が負担すべきとされた費用 |
| 差額 (② - ①) | | | 394万5,316円 |

3 今後の対応方針

仲裁判断は、裁判上の確定判決と同一の効力を有しているため、たとえその仲裁判断の内容に不服があっても、その内容を裁判所で争うことはできない（仲裁法第 45 条第 1 項）ことから、双方とも出された判断に従います。